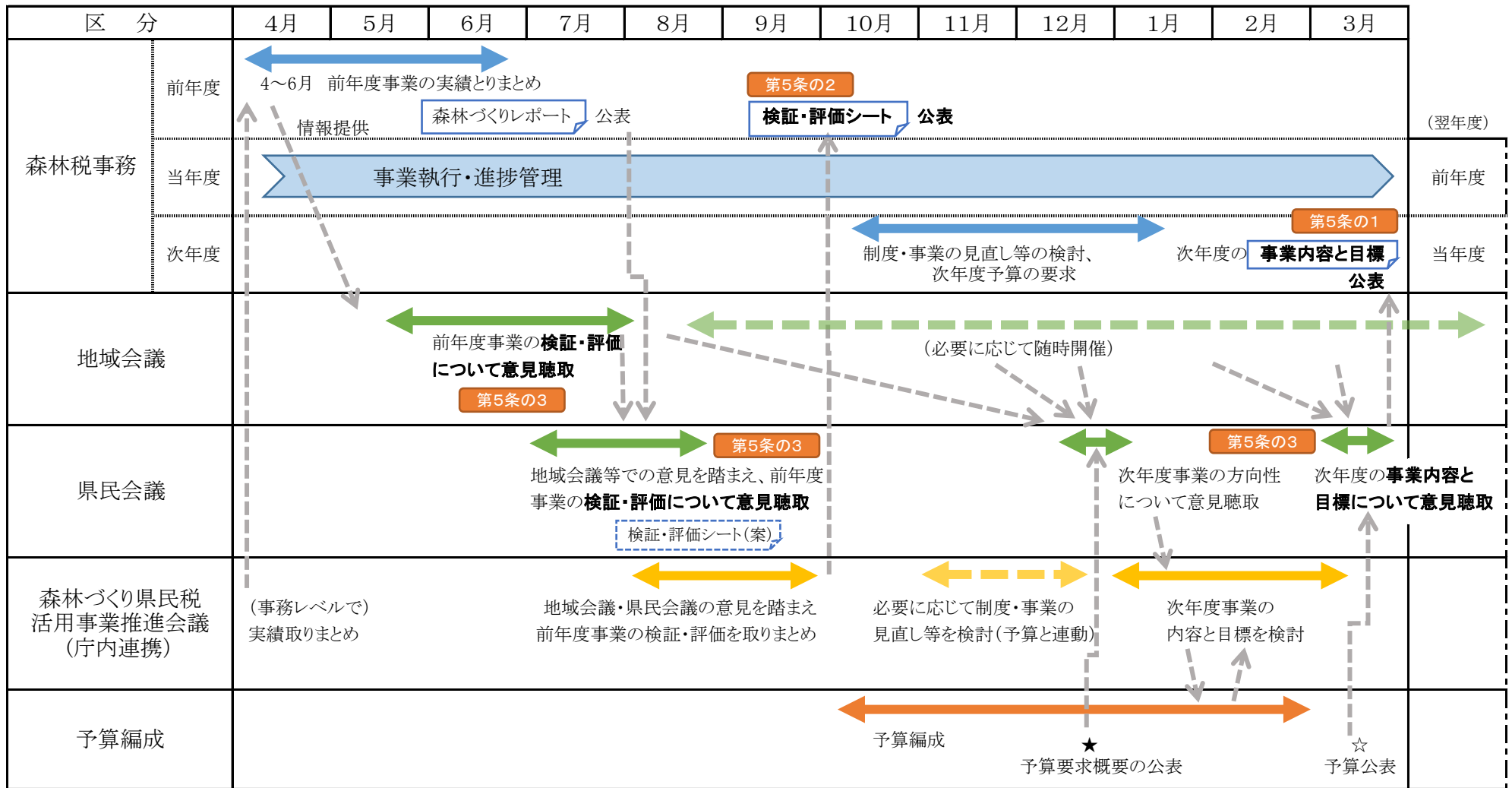


森林づくり県民税活用事業の検証・評価の流れ



太字: 長野県森林づくり県民税条例の規定による意見聴取、公表

- 第5条の1** 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業(以下この条において「事業」という。)の内容及び目標を定め、公表するものとする。
- 第5条の2** 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 第5条の3** 知事は、第1項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。